

令和2年度成人歯科健康診査の期限は3月31日までです

町では、40、50、60、65、70歳の人を対象に成人歯科健康診査を実施して...

心の健康を保ちましょう

3月は岩手県自殺対策強化月間です

皆さんの心は、今、健康ですか？心の病は他の人からは見えづらく、本人も気づかないうちに進行して...

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、私たちを取り巻く環境は大きく変わり、新たなストレスの要因が生まれています。心の健康

献血にご協力ください

安定した輸血用血液を確保するためには、絶えず皆さんからの献血が必要です。血液は人工的に作ることはできず、また、長い期間にわたって保存することもできません。

近年、若年層の献血者が減少しています。今まで継続的に献血をしている人だけでなく、若年層の皆さんにもご協力をお願いします。

■日程：3月25日(木)

健康診査を希望する場合は、歯科医院に予約を行い受診してください。

申し込み・問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

3月は岩手県自殺対策強化月間です

を保つために、新しい生活様式を心がけつつ、今日からできるセルフケアを実践しましょう。

- ①生活リズムを整える
②十分に睡眠をとる
③バランスの良い食事を心がける
④小まめに体を動かす
⑤お酒は適量を心掛ける
⑥自分にあったストレス解消法を持つ

▽厚生労働省自殺対策相談先 保健センター ☎46-5571



場所と時間

▽町役場

- ①午前9時30分～午前11時30分
②午後1時～午後2時

献血の種類

▽200ミリリットル(10代、20代のみ)

▽400ミリリットル

問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

町への移住・定住を促進するため町有地を分譲します

物件概要

- ①施設までの距離 平泉小、平泉中まで約2・4キロ
②都市計画区域：第1種住居地域
③建ぺい率：容積率：60%・200%
④設備：上水道あり、下水道区域外

申込受付期間

午前8時30分～午後5時15分 ※土曜、日曜日と祝日は除きます。

※2区画とも譲受人が決まり次第受け付けを終了します。

申し込みの資格

①住宅を建築するための宅地を必要としていること。

②申込者またはその配偶者が満20歳以上45歳未満であること。ただし、45歳以上の場合でも分譲の申し込み日現在で小学生以下の子どもがいる人も対象となります。

③申込者に同居しようとする人がいること。

分譲の条件

①宅地を住宅用地以外の目的に使用できません。

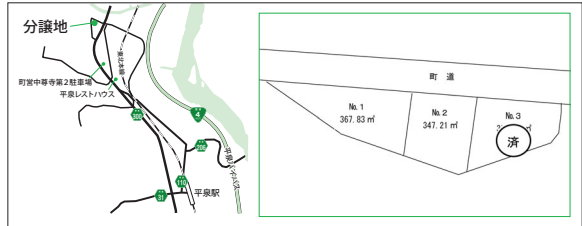
②宅地の引き渡しを受けた日から2年以内に住宅建築に着手し3年以内に完成させること。

③宅地の売買契約上の地位を第三者に譲渡することはできません。

提出書類

- ①平泉町定住促進宅地分譲申込書
②住民票

Table with 4 columns: 区画 No., 所在地, 面積 (㎡), 分譲価格 (円). Rows include No. 1, No. 2, and No. 3.



申し込み・問い合わせ先

まちづくり推進課 ☎46-5578

③納税証明書または非課税証明書
④確約書
※①、④はまちづくり推進課で配布および町ホームページに掲載しています。

注意事項

①敷地内には桜の植栽があり、現状のまま分譲します。現地を確認し了解の上申し込みください。

②町道から敷地内への取付口は町で整備します。

③申し込み順に受け付けし、申込者が資格を有するか審査を行います。譲受人を決定します。

浄化槽設置整備事業の事前申し込みを受け付けます

町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、し尿と家庭雑排水を合わせて処理できる合併処理浄化槽を設置する人に、その費用の一部を補助しています。

設置枠予定数：14基

※国・県の予算により基数が減る場合があります。

補助内容・補助金額

- ▽5人槽：37万5千円
▽7人槽：50万円
▽10人槽：65万5千円
※公共下水道事業区域や農業集落排水事業区域に住んでいる人は補助対象外となります。

町民農園の利用者を募集します

募集区画：10区画

■農園場所：平泉地区水辺プラザ内

■区画面積：約300平方メートル

■利用期間：1年(更新可能)

利用条件

- ①町民農園利用者会(年会費千円)へ入会し、高館橋下流側水辺プラザの環境管理(除草、水害後のゴミ撤去など)を実施すること。
②町内の個人、団体であること。
③農作物は、自家消費または、道の駅平泉への出荷に限定すること。

申し込み方法

建設水道課内に備え付けの町民農

申し込み期間：3月22日(月)～

申し込み方法

浄化槽設置を計画している人は、事前申込書を持参し、建設水道課へ提出してください。郵送、FAX、電子メールなどでの提出は不可です。事前申請の受付順で、令和3年度の交付申請の手続きを案内します。なお、事前申込は、補助金の交付を保証するものではありません。

※事前申込書は建設水道課窓口に設置しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

申し込み・問い合わせ先

建設水道課 ☎46-5569

園利用許可申請書に記入の上、建設水道課に提出してください。

申込期限

3月26日(金)

※申し込み多数の場合は抽選になります。

その他

浸水の可能性がある場所でもあるため、畑地への給水や農機具格納などの施設は設置できません。(畑作業駐車場あり)

問い合わせ先

建設水道課 ☎46-5569

森林の伐採、開発には手続きが必要ですが

森林を伐採、開発する際には、事前に届出や許可申請の各種手続きが必要となります。

森林の伐採、開発の計画がある場合は、農林振興課または一関農林振興センターにご相談ください。

問い合わせ先

▽保安林以外の森林での立木の伐採

一関農林振興センター ☎26-1893

健康ポイント事業(20歳達成者)の申請は3月10日まで

ひらいずみ商品券2000円分と交換できる20ポイント達成者の申請期限は3月10日(水)までです。達成

問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

役場申告相談会場の設置は3月15日までです

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年分所得税などの確定申告期限が、4月15日(木)まで延長されました。

町の申告相談会場での申告受付については、期限を延長せず3月15日

所得税の確定申告について

一関税務署 ☎46-4205

町広報紙に掲載する有料広告を募集しています

町では毎月1回発行している「広報ひらいずみ」に掲載する有料広告を募集しています。

掲載料

①区画A：1回当たり1万円

②区画B：1回当たり2万円(区画Aの2つつ分)

掲載期間

各号1回(複数回の掲載も可)

申し込み・問い合わせ先

まちづくり推進課 ☎46-5578